樣式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	予防規程の認可又は変更の認可
根拠条例・規則名		消防法
条項		第14条の2第1項
所	管部課	消防局 予防部 査察指導課 (電話:048-833-7543)
審査基準	基準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	認可は、消防法第10条第3項の技術上の基準に適合しているときその他火災予防のために適当であると認められるときに行うものとする。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成15年4月1日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	1 0 日
間	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成15年4月1日最終改正
	備考	